



福岡県医発第1002号(地)
平成22年 8月 6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

特別支援学校医療的ケア体制整備事業に係る医療機関の協力について

標記の件につきまして、別添のとおり福岡県教育委員会教育長より協力依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

現在、特別支援学校に通学する幼児児童生徒の障害の重度化・重複化に伴い、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備することが喫緊の課題となっております。

本県では、このような中で、平成19年8月から、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護職員の配置、指導医の委嘱や研修の実施等による「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」を実施しているところです。

本事業の推進にあたっては、主治医による医療的ケアの指示、指導医による学校や看護職員への指導・助言及び運営協議会における点検・評価など、主治医等医療機関の協力が不可欠な事業です。

つきましては、貴会におかれましても本事業の趣旨をご理解いただき、福岡県立特別支援学校の医療的ケア体制整備事業の円滑な実施のため、会員各位への周知・協力方よろしくお願い申し上げます。

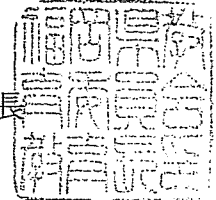
小郡三井医師会より

学校保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

22教義第745号
平成22年7月1日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県教育委員会教育長



特別支援学校医療的ケア体制整備事業に係る医療機関の御協力について（依頼）

平素から、本県特別支援教育の推進につきまして、深い御理解と格別の御支援を賜り感謝申し上げます。

さて、現在、特別支援学校に通学する幼児児童生徒の障害の重度化・重複化に伴い、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備することが喫緊の課題となっております。

このような中、本県では、平成19年8月から、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護職員の配置、指導医の委嘱や研修の実施等による「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」を実施しております。

もとより、この事業の推進に当たっては、主治医による医療的ケアの指示、指導医による学校や看護職員への指導・助言及び運営協議会における点検・評価など、主治医等医療機関の御協力が不可欠であります。

つきましては、本事業の主旨を御理解の上、福岡県立特別支援学校の医療的ケア体制整備事業の円滑な実施のため、引き続き、関係医療機関の御協力につきまして格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。



特別支援学校医療的ケア体制整備事業実施要綱

福岡県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常的に医療的ケアを必要とする福岡県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に通学する幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し看護師免許を有する者（以下「看護職員」という。）の配置等を行い、児童生徒等が安全に教育を受けられる環境を整備することを目的とする特別支援学校医療的ケア体制整備事業（以下「本事業」という。）実施のために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱でいう医療的ケアとは、特別支援学校に通学する児童生徒等に対し、保護者が日常的に実施している医療行為である、たんの吸引、経管栄養、導尿等の行為をいう。

(対象者及び内容)

第3条 本事業の対象者は、保護者が日常的に医療的ケアを行う必要がある特別支援学校に通学する児童生徒等で、別に定める手続により、看護職員を配置する特別支援学校（以下「配置校」という。）の校長（以下「校長」という。）が実施可能と認めた者とする。

2 医療的ケアの内容については、前項の手続により、校長が認めた内容とする。

(看護職員の設置)

第4条 本事業を実施するに当たり、特別支援学校に看護職員を置く。看護職員の設置については、別に定める。

2 配置校の決定は、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(指導医の委嘱)

第5条 配置校に、医療的知識や技能等に関する指導・助言等を行う医師（以下「指導医」という。）を置く。

2 指導医は、配置校における医療的ケアの実施に当たり、次の各号に示すことを行う。

- (1) 校内委員会において、保護者の実施申請書、主治医の意見書、学校の衛生環境、看護職員の看護力量等を踏まえ、医療的ケア実施上の留意点等を指導・助言すること。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等の主治医からの指示（医療的ケアの内容・方法）が、配置校で安全に行われるよう点検・評価・助言すること。
- (3) 医療的ケアを実施する教室等が衛生的な環境となっているかを点検・評価し、指導すること。
- (4) 看護職員の医療的ケアの手技等への指導・助言及び医療的ケア実施上の問題等について相談に応じること。

3 指導医の委嘱は、校長の推薦により、教育委員会が行う。

(実施者)

第6条 配置校における医療的ケアは、保護者と連携のもと、看護職員が実施する。

2 保護者は、配置校における医療的ケアの実施に当たり、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 児童生徒等の健康状態及び医療的ケア実施に関連して留意すべき事項等について常に連絡帳等で学校及び看護職員に知らせること。
- (2) 定期的に当該児童生徒等を主治医に受診させ、適切な指示を受けること。
- (3) 医療的ケアの内容に変更があった場合は、主治医と相談し、再度手続きを行うこと。
- (4) 緊急連絡先を必ず学校に知らせ、連絡があった場合は速やかに対応すること。
- (5) 医療的ケア実施に係る手続の経費及び個人で使用する医療器具について負担すること。
- (6) 看護職員が不在の時及び児童生徒等の体調不良時は、保護者が医療的ケアを実施すること。
- (7) 校外学習における医療的ケアを実施すること。
- (8) 当該児童生徒等の送迎は自ら行い、原則としてスクールバスを利用しないこと。

3 看護職員は医療的ケアを主治医の指示書に基づき実施するとともに、次の各号に示す職務に従事する。

- (1) 医療的ケアの実施にあたり、保護者及び主治医との連携に努めること。
- (2) 毎朝、保護者とともに医療機器や医療器具の作動状況等を確認・記録すること。
- (3) 毎日、医療的ケアの実施状況を記録表等に記入し校長に報告すること。また、緊急時の対応をした場合は速やかに、校長に報告すること。
- (4) 児童生徒等の身体状況の変化等により、医療的ケアが安全に行えないと判断したときには、校長及び主治医に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 校内委員会に参加するとともに、配置校での医療的ケアの実施状況、教室・教育活動の衛生環境への指導助言を行うこと。
- (6) その他校長が命じた医療的ケアに付随する業務を行うこと。

(手続き)

第7条 配置校における医療的ケアの実施手続は、別に定める。

(緊急時の体制等)

第8条 校長は、緊急時に適切かつ迅速に対応するため、別に定めるところにより、校内体制を整備する。

2 前項に定めるもののほか、配置校における医療的ケアの校内体制の管理について必要なことは、別に定める。

(運営協議会)

第9条 教育委員会は、配置校における安全な医療的ケアの実施を図るため、別に定めるところにより、特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(校内委員会)

第10条 校長は安全な医療的ケアを実施するため、校内委員会を設置する。なお、校内委員会の運営等については、各配置校において別に定める。

(研修)

第11条 教育委員会及び校長は、教員及び看護職員に対して研修を実施する。

(報告等)

第12条 校長は、医療的ケアの実施について、年度初めに実施計画書を、年度末に実施状況報告書を教育委員会に提出する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

特別支援学校医療的ケア体制整備事業に係る看護職員設置要綱

(設置)

第1条 福岡県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）において、「特別支援学校医療的ケア体制整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、特別支援学校に通学する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒等に対して医療的ケアを実施するため、非常勤の看護職員を置く。

(身分)

第2条 看護職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職とする。

(任免)

第3条 看護職員の任用は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める看護師免許を有し、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒等に対する医療的ケアを適切に行うための十分な知識・技能があり、かつ特別支援教育に関する理解があると認められる者のうちから、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が様式1に定める辞令を交付して行うものとする。なお、任用手続にあたっては、福岡県教育委員会臨時職員規程第6条を準用する。

2 教育委員会は、看護職員が職務を遂行できなくなったとき、又は看護職員としてふさわしくないと認めた時は、様式2に定める辞令を交付して、これを免職する。

3 看護職員の任用期間を更新する場合は、様式3に定める辞令を交付する。

4 前3項の事務については、当該学校の校長が、福岡県教育委員会事務決裁規程に基づき処理する。

(職務)

第4条 看護職員は、主治医の指示書に基づき医療的ケアを実施する。また、校長の命を受け、実施要綱に定める職務に従事する。

(任用期間)

第5条 看護職員の任用期間は、4月1日から翌年度の3月31日までの必要な期間とする。ただし、欠員が生じた場合に新たに任用する者については、前任者の任用期間の残期間とする。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 看護職員の勤務日は、1年間につき、別途義務教育課長が通知する日数の範囲内で、校長が定める。

2 看護職員の勤務時間は、1日につき6時間とする。

(休暇)

第7条 看護職員の休暇は、「非常勤職員の休暇の取扱いに関する要領」(平成17年9月28日17教総第1748号)に定めるところによる。

(服務)

第8条 勤務時間における看護職員の服務は、一般職の職員の例による。

(報酬等)

第9条 勤務日1日当たり8,170円の報酬を支給する。また、予算の範囲内で通勤手当相当額の交通費及び研修等に係る旅費を支給する。

2 報酬は、実績月分を翌月速やかに支給するものとする。

(社会保険)

第10条 社会保険の適用については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(災害補償)

第11条 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

指 導 医 に つ い て

福 岡 県 教 育 委 員 会

1 指導医の趣旨

福岡県立特別支援学校（以下、「特別支援学校」という。）では、児童生徒等の障害の重度・重複化にともない、日常的に医療的ケアを必要とする通学児童生徒等が在籍しています。日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒等が安全に教育を受けられる環境を整備するには、看護師免許を有する者（以下、「看護職員」という。）の配置や医療機関との連携の必要があります。

そこで、特別支援学校で看護職員が安全に医療的ケアを行うために、指導医を置くこととしたものです。

2 指導医の役割について

指導医は、学校で医療的ケアが安全に行えるか等の判断を校長が行うときに、校長の求めに応じて、医療面での意見を述べ、助言するものです。

また、学校の看護職員が安全に医療的ケアを実施するよう指導・評価するとともに、看護職員の医療的ケア実施上の課題や悩みについて相談に応じます。

さらに、医療的ケアを実施する際に、教室等が適切な衛生環境を保てるように助言を行います。

3 指導医の報償費等について

指導医としての報償費は県の規定により支払われます。また、学校に来校していただく際の旅費については、福岡県職員等の旅費に関する条例の規定を準用し、支給することになります。

4 個人情報の保持について

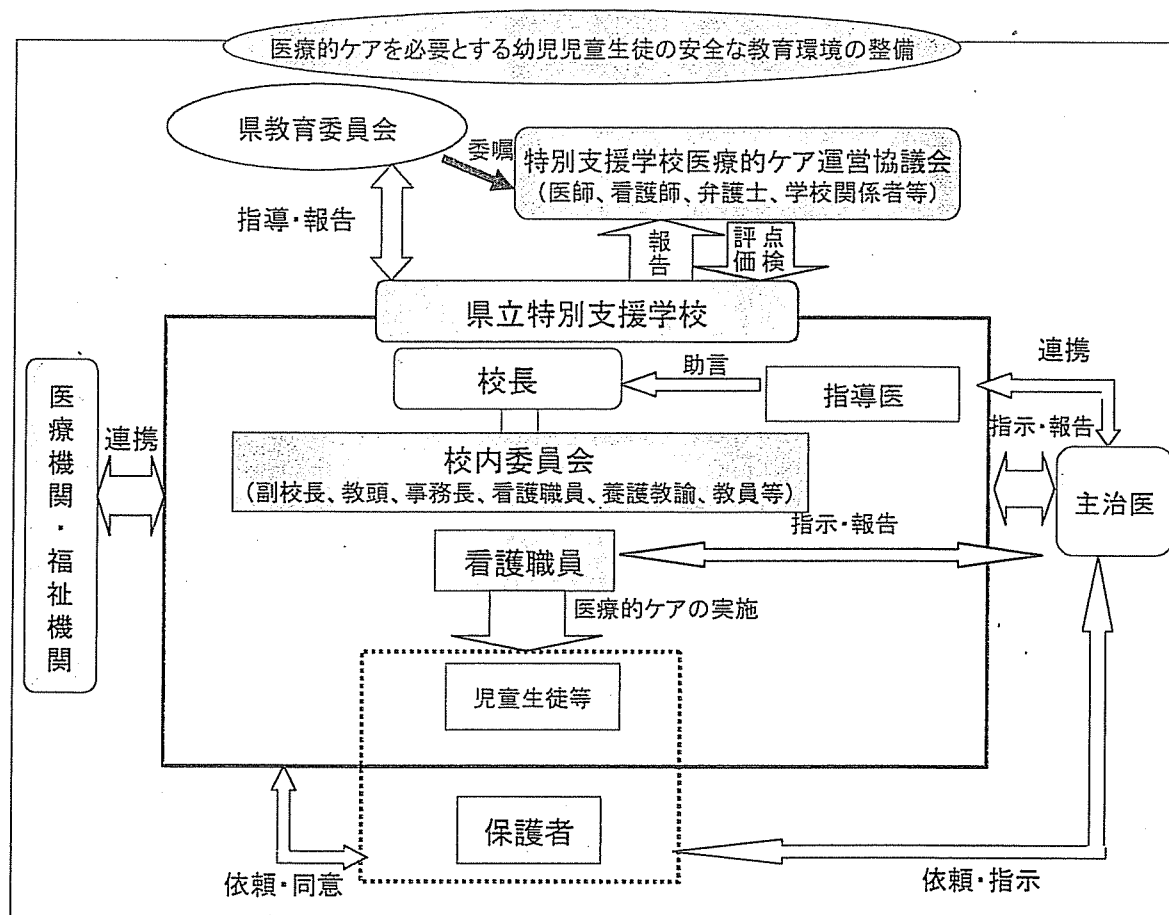
指導医は、その職務上、学校運営上の情報や個人情報を知り得る立場にあります。このため、指導医を退いた後を含め、個人情報等の保持に関しての理解と協力をしていただく必要があります。

特別支援学校医療的ケア体制整備事業（平成22年度概要）

1 事業のねらい

福岡県立特別支援学校に通学する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、看護師免許を有する者（以下「看護職員」という。）の配置を行い、児童生徒等が安全に教育が受けられる環境を整備する。

2 事業の構造図



3 事業内容

- (1) 看護職員配置校（以下「配置校」という。）における医療的ケアの体制整備
 - ア 看護職員の配置 1 校（38名の児童生徒等に対して看護職員16名を配置）
 - イ 指導医の委嘱
 - ・校長への助言、看護職員への指導
 - ・年3回派遣（学期1回）
- (2) 運営協議会の設置と実施
 - ア 校長部会の設置と実施
 - 医療的ケアの実施や校内委員会の運営等に当たっての情報交換や課題等の整理、運営協議会への報告
 - ・年2回開催（運営協議会の前）
 - イ 運営協議会の設置と実施
 - 配置校における安全な医療的ケアの実施のため、総括的な点検・評価
 - ・年2回開催（8月～9月、2月）
 - ・医師、看護師、学識経験者等
- (3) 研修
 - 病院、関係福祉機関と連携した研修を実施
 - ・看護職員研修（2日間：5月13日、8月21日）
 - ・教員研修（2日間：6月15日、7月29日）

平成 22 年度特別支援学校医療的ケア体制整備事業指導医一覧

指導医名	医療機関名	住所	学 校 名
福原 昌夫	福原医院	北九州市	北九州視覚特別支援学校
松永 榮治	県立粕屋新光園	糟屋郡新宮町	福 岡 養 護 学 校
大屋 和之	おおやこどもクリニック	福岡市	福岡聴覚特別支援学校
河野 敬子	久留米大学病院小児科	久留米市	小 郡 特 別 支 援 学 校
福田 清一	医療法人福田こどもクリニック	久留米市	久留米聴覚特別支援学校
大滝 悦生	ゆうかり医療療育センター	久留米市	田主丸特別支援学校
高嶋 幸男	柳川療育センター	柳川市	柳 河 特 別 支 援 学 校
高嶋 幸男	柳川療育センター	柳川市	筑 後 特 別 支 援 学 校
荒木 久昭	医療法人正久会荒木小児科医院	川崎町	川 崎 特 別 支 援 学 校
平野 義人	医療法人平野医院	嘉麻市	嘉 穂 特 別 支 援 学 校
大野祥一郎	大野小児科内科医院	直方市	直 方 養 護 学 校

平成 22 年度特別支援学校医療的ケア体制整備事業
運 営 協 議 会 委 員 一 覧

区分	所 属 ・ 職 名	氏 名
医 療	社会福祉法人高邦福祉会 重症心身障害児(者)施設柳川療育センター施設長 (平成 22 年度柳河特別支援学校指導医) (同 筑後特別支援学校指導医)	高 嶋 幸 男
	おおやこどもクリニック院長 (平成 22 年度福岡聴覚特別支援学校指導医)	大 屋 和 之
	社団法人福岡県医師会 理事	原 口 宏 之
	社団法人福岡県看護協会 専務理事	清 岡 佳 子
学 識	翼・篠木法律事務所 弁護士	篠 木 潔
保 健 ・ 福 祉	福岡県福祉労働部障害者福祉課 課長	樋 口 直 樹
	福岡県保健医療介護部医療指導課 課長技術補佐兼看護指導係長	鎌 田 久美子
教 育	福 岡 県 立 福 岡 養 護 学 校 校 長	平 川 宣 就
	福岡県立福岡聴覚特別支援学校 校長	田 中 四十三
	福岡県立田主丸特別支援学校 校長	守 谷 正 剛
	福岡県立柳河特別支援学校 校長	山 崎 佳都子
	福 岡 県 立 直 方 養 護 学 校 校 長	奥 原 広 志

合計 12 名 順不同